

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、令和7年3月12日付け八代市公告第44号で公告した地域農業経営基盤強化促進計画を同項の規定により変更するので、当該地域農業経営基盤強化促進計画案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し、次により意見を提出することができる。

令和8年5月19日

八代市長 小野 泰輔



1 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間

自 令和8年5月19日

至 令和8年6月1日

2 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所

八代市役所掲示板及び農林水産部農林水産政策課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先

八代市農林水産部農林水産政策課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25 (FAX) 33-4235

(2) 意見書の提出方法

直接持参するか郵送若しくはファックスにて提出すること。

(3) 意見書の提出期限（縦覧期間満了の日）

令和8年6月1日

(4) 意見書の提出に当たっての注意事項

住所、氏名、電話番号及び計画案への意見を明記すること。